

## 自治会活動保険 Q&A

Q. どのようなものが保険の対象となりますか？

A. 自治会活動が対象となります。

具体的には、その活動が自治会の総会資料の事業計画にあり、区長さんが活動について把握しているものが対象となります。

例えば、防犯活動、防災活動、見守り活動、お祭り等々です。

しかし、スポーツ大会について、競技参加者は対象外です。（運営する側のみ対象）

Q. 自治会で既に保険をかけているが、二重になるので保険をかける必要がなくなるのか？

A. 本市では、184ある自治会が、個々にどのような保険に加入しているのかわかりません。

自治会の方で加入している保険と、本市の自治会活動保険とは、対象となる活動、補償額等にも違いがある可能性があります。

今後の保険加入については、本市の自治会活動保険と比較していただき、判断をしていただけたらと考えています。

Q. 自治会活動として各種スポーツ大会を実施するが、保険の対象になるか？

A. 各種スポーツ大会を自治活動として運営する側は対象になります。

しかし、スポーツ大会の競技参加者は、対象外となります。

Q. お祭りはすべて対象になるのか？

A. お祭りを自治会活動として運営する側は対象になります。

しかし、お祭りの来場者、観覧者は対象外です。

なお、お神輿については、自治会の方で事前に担ぎ手が決まっている場合は対象となります。

- Q. お祭りは、非該当要件にある宗教に係る活動に該当するのか？
- A. 地域が自主的に行っているお祭りは、宗教に係る活動には該当しません。また、神社等の関係しているお祭りであっても、実態として、その行事が地域の行事、地域の文化的活動になっている場合は、宗教に係る活動に該当しない場合もあります。
- Q. 子ども会や老人会等の活動も自治会活動保険の対象になるのか？
- A. 対象になりません。  
本保険は、あくまでも自治会の活動のみを対象とした保険であります。  
しかし、自治会主催の活動に、子ども会や老人会として参加している場合はその活動が自治会活動と捉えることが出来るので対象となる場合がございます。
- Q. スポーツ活動の競技参加者は、保険対象外とのことであるが、レクレーション活動（キャンプ、バスハイク等）の参加者は対象になるのか？
- A. レクレーション活動の参加者は対象になります。  
ただし、事前に名簿等で参加者が把握出来ているものに限ります。
- Q. 自治会活動保険の対象として、総会資料の事業計画にあり、区長さんがその活動について把握しているものとあるが、事業計画では6月に予定していた事業が、天候等の事情により7月になった場合、その活動について保険の対象となるのか？
- A. 当初に事業計画としているものであれば、時期がずれても対象になります。
- Q. 自治会活動で、樹木の剪定作業を予定している。  
脚立を使用する作業であるが、保険の対象になるのか？
- A. 一般的な、家庭で使用する程度の脚立であれば対象になります。

Q. 総会資料等の事業計画にあげていない臨時的な活動については保険の対象となるか?

A. 原則としては、総会資料等の事業計画にあげていて、継続的、計画的に行っている活動で、自治会長（区長）がその活動について把握しているものとなります。しかし、臨時的な活動でも、その自治会活動が公益性のあるものではあれば対象となる場合がございます。まずは、活動が決まつたら事前に担当課までご相談ください。

Q 参加者に報酬が出る活動は、保険の対象になるのか？

A 原則としては、報酬が出る活動については対象にはなりませんが、2,000円～3,000円程度の交通費や昼食代等の日当であれば、報酬とはみなさないため保険の対象となります。

また、自治会活動に参加者が自身の持ち物（草刈り機や軽トラ等）を貸し出し、自治会から賃借料をもらっている場合も、報酬とはみなさないため、保険の対象となります。